

第8回「美しい宮崎づくり」のつどいの運営等業務委託仕様書

1 委託業務名

第8回「美しい宮崎づくり」のつどいの運営等業務

2 委託期間

契約締結の日から令和7年1月31日まで

3 イベント概要

- (1) 催事名 第8回「美しい宮崎づくり」のつどい
- (2) 日時 令和6年11月17日（日）9時30分から12時00分まで
- (3) 会場 宮崎市橘通2丁目10番1号
宮崎県庁5号館及び防災庁舎前広場
- (4) 主催 宮崎県
- (5) 次第 ① 「美しい宮崎づくり」のつどい（宮崎県庁5号館 10:00～12:00）
 - i 美しい宮崎づくり知事表彰の表彰式（30分）
 - ii 大賞受賞団体（者）等による事例発表（50分程度）
※事例発表時間は変更の可能性あり
※休憩（10分）
 - iii 景観学習の事例発表（10分）
 - iv セミナー（30分程度）
※並行してパネル展を実施（受賞団体の活動等）② ワークショップ（防災庁舎前広場 9:30～12:00）
 - i 景観形成活動の普及啓発のためのワークショップ
 - ii 提案によるイベント
景観形成活動の普及啓発のためのワークショップ等
- (6) 定員 宮崎県庁5号館：約70名
防災庁舎前広場：提案による
- (7) その他 入場無料

4 委託業務の内容

上記3を開催するため、次に掲げる業務を行う。

- (1) セミナー及びワークショップの企画、講師の確保、謝礼の支払い等
 - ・セミナーは、景観形成活動に関する具体的な知識・技術の習得につながる内容とする（優良事例の紹介等）。
 - ・ワークショップは、景観形成に関する普及啓発につながる体験を主とし、開催時間内は随時、気軽に参加できる内容とする。なお、楠並木周辺の歩行者等と呼

び込み、かつ、県庁5号館で開催する式典やパネル展への誘導ができるものであること。

- ・講師の選定は、県と受託者が協議の上決定する。
- ・講師候補への依頼や必要な連絡調整、謝礼の支払い等を行う。

(2) 提案するイベント

防災庁舎前広場におけるワークショップ以外に、景観形成の普及啓発に資するイベントの提案があれば、企画、人員の確保、謝礼の支払い等を行う。なお、楠並木周辺の歩行者等呼び込める内容であること。

(3) 運営管理

- ① 当日の運営に係る施設管理者との打合せ
- ② 「美しい宮崎づくり」のつどいの司会の確保（選定及び依頼）、謝礼の支払い
- ③ 表彰式等に関する受賞者への事前説明
イベント当日に受賞者に対して登壇、表彰状授与及び事例発表の流れ等の説明を行う。

④ イベント当日の運営

イベントの円滑な進行のため、適切な人員配置を行い下記業務を実施する。

ア 会場等への誘導

- ・知事表彰等参加者を会場へ誘導する。
- ・受賞者及び講師を控え室へ案内する。
- ・イベント参加者が防災庁舎内に立ち入らないように誘導する。
- ・楠並木周辺において、ワークショップの告知と会場への誘導を行う。
- ・楠並木周辺の歩行者及びワークショップ参加者等へ、セミナーの案内と会場への誘導を行う。

イ 内容に合わせた備品等の確保及び搬入・設置・搬出
必要となるテーブル、椅子等の備品の手配を行う。

ウ 来場者のカウント（各施設・ブース等ごと）

エ その他、上記ア～ウ以外に必要な業務

- ⑤ 必要な人員や備品等の手配
- ⑥ アンケートの集計
イベント参加者にアンケートをとり、回答の集計を行う。ただし、アンケート内容については県と調整のうえ決定する。
- ⑦ イベントに関する問合せへの対応
応募方法やイベントの内容等に関する県民等からの問合せに対し、適切に対応する。

(4) 会場設営

① 会場の設営

- ・ワークショップ会場、受付、県庁5号館における知事控室及び受賞団体控え室の設営を行う。ただし、県庁5号館における知事表彰式ステージ及び観覧者用椅子、パネル展に使用するパネルは県で調達する。

② 横断幕、懸垂幕及びステージ上の装飾、花台又は装花の手配等

③ イベント終了後の片付け、原状復帰

・原状復帰にあたっては、施設管理者の指示に従う。

④ その他、上記①～③以外に必要な業務

(5) 広報

① チラシ制作

チラシの制作を行う。

・部 数 印刷部数は1,000部

・仕 様 A4両面（表はカラー、裏はモノクロでも可）

・納 品 先 宮崎県県土整備部都市計画課美しい宮崎づくり推進室

② その他 提案による広報等

(6) 留意事項

・県の庁舎を使用するため、会場使用料は不要。

・4（2）及び4（5）②の提案による項目は、必須ではないものとする。

5 スケジュール（予定）

令和6年

10月上旬 講師及び司会者の選定、依頼、チラシ制作

10月中旬 広報開始

10月中旬 施設管理者との打ち合わせ、セミナー資料準備、横断幕等の手配

11月17日 第8回「美しい宮崎づくり」のつどいの開催

令和7年

1月31日まで

6 業務の成果報告

業務が完了したときは、直ちに下記に掲げる成果品及び報告書（以下、「成果報告書等」という。）を県へ提出する。

(1) イベントの開催状況（写真を添付すること）

(2) アンケートの集計結果

(3) その他業務の実施状況

7 留意事項

(1) 業務の実施にあたっては、県と十分協議・連絡をとり、その指示及び監督を受けなければならない。

(2) 業務は、県との調整の中で業務内容の変更等があり得る。それに伴う仕様の変更等については、必要に応じて受託者と協議の上、対応することとする。

(3) 本委託業務の実施に伴って生じた一切の成果に対する権利は、県に帰属する。

(4) 業務の遂行にあたり発生した事故等については、受託者の責任において対処することとする。また、事故等により発生した損害は受託者が処理するものとする。

(5) 本仕様書に定めのない事項については、県と受託者が協議の上決定する。